

# けっこういいぞ!!

# NHO

医師の処遇  
(2021年度版)



独立行政法人  
国立病院機構

National Hospital Organization

# 国立病院機構（NHO）とは

## ▶▶▶▶▶ 国立病院機構の理念

私たち国立病院機構は  
国民一人ひとりの健康と我が国の医療向上のために  
たゆまぬ意識改革を行い、健全な経営のもとに  
患者の目線に立って懇切丁寧に医療を提供し  
質の高い臨床研究、教育研修の推進につとめます



病院数:	140病院
病床数:	49,797床
職員数:	62,581人
	〔医師 6,000人〕
	〔看護師 40,000人〕
附属看護学校:	33校
附属看護助産学校:	3校
附属リハビリテーション学院:	1校

### 臨床・研究・教育の充実

- 臨床** 国立病院機構は、がん、循環器病、難病をはじめとする多様な疾患に、140病院による全国的ネットワークで取り組むとともに、地域のニーズにあった医療の提供を目指しています。
- 研究** 140病院からなるネットワークによる豊富な症例を活かした臨床研究を推進し、EBMのためのエビデンスづくりと、臨床評価指標の作成・改善を行っています。
- 教育** 独自の臨床研修プログラムによる臨床研修医の養成等の教育研修の推進を行っています。

# 給料のしくみ



## 国立病院機構の

医師の給与は、  
独自の給与規程に基づき支給  
医長以上は、  
業績が給与に反映される年俸制の仕組みを導入

## 年収について

年収見込（総支給額）

令和2年度平均

院長 約2,000万円

（うち、業績年俸約530万円）

副院長 約1,990万円

（うち、業績年俸約610万円）

部長 約1,870万円

（うち、業績年俸約510万円）

医長 約1,690万円

（うち、業績年俸約350万円）

医師 約1,510万円

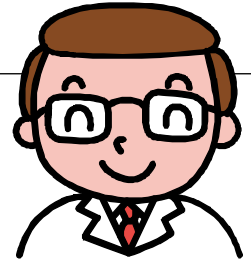
（うち、業績手当約260万円）

年俸制

※ 超過勤務手当などの実績手当を含めた総支給額の平均となっています。

# 業績年俸とは

～能力が活かされる給与制度～



## 年俸は

月例年俸 + 業績年俸（賞与）

## 月例年俸は

年額の12分の1ずつを毎月支給

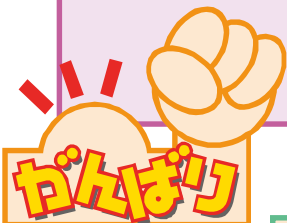
## 業績年俸（賞与）は

毎年6月と12月に年額の2分の1ずつ年2回支給  
医長以上は、「個人・病院」の業績を業績年俸（賞与）に反映  
※（最大前年度の+20%）

### 個人業績と病院業績の配分

院長	:	病院業績（100%）
副院長	:	個人業績（50%）、病院業績（50%）
部長	:	個人業績（80%）、病院業績（20%）
医長	:	個人業績（100%）

※病院業績は経営面と医療面の業績を反映



## 年1回の昇給あり

## 月例年俸の他 扶養手当等の各種手当を支給

# 各種手当

## ～業務の条件による手当の支給～



業務によって支給される手当

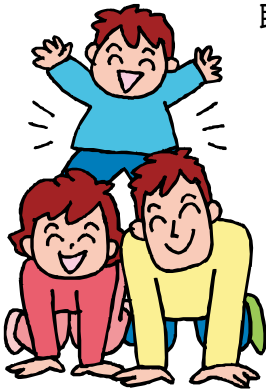
生活給手当

内 容	
医 師 手 当	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 勤務する地域に応じた額（357,900円～150,400円）を支給（最大45年間支給）</li> <li>○ 専門医等の資格1つにつき月額5,000円を加算（2つまで）</li> </ul>
業 績 手 当	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一般医師に対し、年間で基本給の約4.2月分支給（6月・12月の2回に分けて支給）</li> <li>○ 医長以上には、業績年俸を支給</li> </ul>
宿 日 直 手 当	宿日直勤務に従事した場合、勤務1回につき、20,000円を支給
救急呼出待機手当 (オンコール手当)	救急呼出に備えて自宅等において待機した場合に、待機1回につき、5,000円を支給
救急医療体制等 確 保 手 当	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 3次救急・2次救急医療を実施する病院において夜間・休日に救急医療業務に従事した場合に、勤務1回につき18,000円～3,000円を支給</li> <li>○ 分娩業務に従事した場合に、1回につき10,000円を支給</li> </ul>
役 職 手 当	医長以上の役職者に対し、月額148,100円（副院長）～96,700円（医長）を支給
役 職 職 員 特 別 勤 務 手 当	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 役職者が宿日直勤務中又は呼出待機の際に診療業務を行った場合（深夜帯を除く）、勤務1回につき、23,250円～12,500円を支給</li> <li>○ 役職者が臨時又は緊急の必要により休日等に勤務し、代休をとらなかった場合、勤務1回につき、23,250円～12,500円を支給</li> </ul>
附 加 職 務 手 当	公立病院の診療援助等（救急医療等）に従事した場合に支給
特 殊 業 務 手 当	ICU病棟や重症心身障害児（者）病棟や筋ジス病棟等の業務に従事した場合に、月額35,400円～17,700円を支給
夜 間 看 護 等 手 当	交替制勤務に従事した場合に、深夜帯勤務1回につき9,900円～2,900円を支給
派 遣 手 当	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医師確保が困難な機構内の病院の診療援助に従事した場合に、1日につき20,000円を支給</li> <li>○ 上記のほか、機構内の病院の診療機能確保等のための診療援助に従事した場合に、1日につき10,000円を支給</li> </ul>
超 過 勤 務 手 当	時間外勤務に従事した場合に支給
年 度 末 賞 与	当該年度の医業収支が特に良好な病院において3月に支給
ヘリコプター搭乗 救 急 医 療 手 当	機内で行う診療等に従事した場合、勤務1回につき、5,000円を支給
時間外手術等従事手当	診療報酬上、本手当支給が必要な病院において、時間外等に開始される手術等に従事した場合、手術等1回につき、5,000円又は2,500円を支給
支 援 団 体 業 務 手 当	医療事故調査のための委員会への委員としての参画等に従事した場合に、1日につき20,000円又は10,000円を支給
扶 養 手 当	扶養親族のある職員に対して支給（配偶者：13,000円、子、父母等：6,500円） ※16才～22才の子については、1人につき5,000円を加算
住 居 手 当	賃貸：～27,000円 ※機構が用意する宿舎に入居する場合は、住居手当は支給されません
通 勤 手 当	自動車等：2,000円～31,600円 交通機関等：～55,000円
単 身 赴 任 手 当	基礎額30,000円を支給 （職員と配偶者の住居が100km以上の場合は、8,000円～70,000円を加算）
地 域 手 当	基本給の16%～20%支給

(R3.8.1現在)

# 子育てをしながら 働いてみませんか

## 育児休業



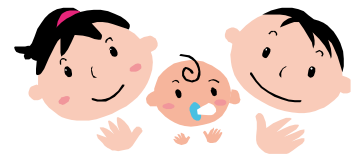
職員が3歳になるまでの子を養育するために休業することができる制度

- ※給与は無給（共済組合継続加入・掛金（保険料）免除）  
ただし、子が1歳となる日までの間、雇用保険から育児休業給付金を支給
- 支給額は1日につき休業開始時賃金日額の50/100  
（育児休業を開始してから180日目までは、67/100）  
（上限額：育児休業1か月あたり約22万円（180日目までは約30万円））  
（産前休暇、産後休暇中も掛金（保険料）免除）

## 育児短時間休業

職員が小学校入学前の子を養育するために、勤務時間を短縮して勤務することができる制度  
（週19時間25分～24時間35分の範囲で勤務時間を選択）

- ※例：月～金曜日 4時間勤務×5日＝20時間
- ※給与・賞与は勤務時間に応じて比例計算
- ※共済組合は継続加入



## 子育てをサポートする様々な制度

- 産前休暇
- 産後休暇
- 保育時間（子に対して授乳や保育園への送迎等を行うための休暇）
- 職員の妻が出産する場合の休暇
- 男性職員の育児参加のための休暇
- 子の看護休暇
- 育児時間（職員が小学校入学前の子を養育するために、勤務時間の始め又は終わりにおいて勤務しないことができる制度）
- 育児を行う職員の早出遅出勤務（職員が、小学校入学前の子を養育するために1日の勤務時間の長さを変更することなく、病院毎に定められた早出・遅出勤務をすることができる制度）
- 育児を行う職員の時間外勤務の免除
- 育児を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限

## 国立病院機構111病院で院内保育所完備

(R3.8.1現在)

# 充実した医療活動を送るために



## 臨床研究ができる環境

- ・ 臨床研究センター・臨床研究部を設置
- ・ 機構内各病院のネットワークを生かした臨床研究
- ・ 研究費の充実（約100億円）

## 個人の訴訟リスクを軽減

- ・ 国立病院機構独自の自家保険制度

## 医師のキャリアアップ

- ・ 多彩な診療フィールド（機構内の各地域、各病院の専門医として実力を発揮できるポスト）を準備
- ・ 専門医、認定医、学位等の資格が取得できる、豊富な症例と指導医等の充実したバックアップ体制
- ・ NHOフェローシップ（機構に所属する若手医師が、自らのスキルアップを目的として、所属病院とは異なる他の機構病院へ一定期間研鑽を積むための制度）

## 国立高度専門医療研究センターと交流

- ・ 国立がん研究センター
- ・ 国立国際医療研究センター
- ・ 国立循環器病研究センター
- ・ 国立成育医療研究センター
- ・ 国立精神・神経医療研究センター
- ・ 国立長寿医療研究センター



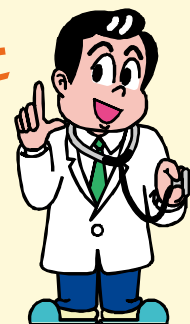
## 若手医師の海外研修制度

- ・ VHA（米国退役軍人健康庁）との提携による米国退役軍人病院への研修制度（研修中は給与の他に研修費用をNHO本部が負担）

## 定年は65才

### シニアフロンティア(※)制度等 による勤務延長制度有り

※医師確保が困難な病院等において、  
最高70才まで引き続き勤務すること  
ができる国立病院機構独自の制度



## 兼業



「許可により可能」

- 休日夜間急患センターにおける診療援助や地域の医療計画に基づいた民間医療機関における診療活動、機構病院と民間病院における病病連携、病診連携の推進上必要な診療活動、学校医、学校薬剤師など診療活動の援助に寄与する場合
- 支払基金審査委員や公害対策審議会委員などの審議会の委員を委嘱された場合



- 大学や看護師専門学校の非常勤講師等教育活動の貢献に寄与する場合
- 医学雑誌の編集委員等学術振興・研究活動の貢献に寄与する場合





主役は

あなた

です



お問い合わせ先

国立病院機構本部総務部

TEL **03-5712-5050** (代表)

国立病院機構

<https://nho.hosp.go.jp/>

検索



お問い合わせは  
最寄りの国立病院機構の各病院または、国立病院機構本部へ